

令和6年（行ウ）第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被 告 愛 知 県 外1名

証 拠 申 出 書

令和8年5月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋



頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり人証の申出をする。

なお、本書面は、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

1 人証の表示

住所：名古屋市中村区椿町17番9号

愛知県中村警察署内

証人 羽鳥 秀和 （同行、主尋問30分）

2 立証趣旨

上記証人は、原告ゼインに対する職務質問を行った警察官である。同証人に

より、この職務質問が警職法2条1項が定める「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」という要件を充足した適法なものであること、職務質問におけるやり取りや同意を得た上での所持品検査等も適法であること等を証する。

3 尋問事項

別紙記載のとおり

以 上

別 紙

尋 問 事 項

証 人 羽 鳥 秀 和

- 1 証人の身上・経歴等
- 2 原告ゼインに対する職務質問について、時間的見地、場所的見地及び原告ゼインの挙動等から、警職法2条1項が定める不審事由が認められたこと
- 3 本件職務質問の状況
- 4 上記に関連する一切の事項